

和泉市の幼稚園等では、集団の中で個別の配慮や支援を必要とする児童に対し、職員を配置して必要な支援（要支援児保育）をおこなっています。子どもたちが、遊びや生活を通して一人一人の違いや個性を尊重し、お互いに認め合い、仲間と共に成長していくことをめざしています。

要支援児保育は、保護者の方からお申し出をいただき、面談（すでに在園している児童については巡回相談）をおこなったのちに実施します。本市の要支援児保育の主旨をご理解いただきますと共に、次の点についてご留意、ご協力を願いします。

1

幼稚園等は療育施設ではないので、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）による専門的療育は実施していません。専門的療育を必要とされる方は、幼稚園等と療育施設との並行通所を、週2日を認めています。利用される場合は、「和泉市障害児並行通所利用申請書」を提出し承認を得る必要がありますので園長まで申し出てください。

2

本市では、一定の人数の中で子どもが主体的に活動し、子ども同士が十分にかかわり相互理解を深める環境づくりが必要と考えています。原則、要支援児の加配職員を3歳児は1名まで、4、5歳児は2名までとしています。規定を上回る入園申し込みがある場合は、抽選等になります。

また、1クラスの児童数が少ない場合も入所制限があります。

3

要支援児の入園については、集団保育が可能な児童としています。医療行為を伴う要支援児の保育体制については、慎重に対応したいと考えていますので、ご了承願います。

■ 加配職員（保育士・保育教諭・教諭）の配置について

- ・児童の発達の状況に合わせて、加配職員を児童1名に対して1名、又は児童2名に対して1名を配置します。

■ 巡回相談について

- ・心理判定員等が年2回各園を訪問し、発達に応じた適切な教育・保育が行われるように話し合いをもち、助言を行います。（こども未来室、保健所、保健センター及び保健福祉センターの保健師、教育委員会学校教育室も参加します。）

◎要支援児保育の実施には、入園に際し、必ず面談が必要となります。

- ・面談の申し込みは、和泉市役所こども未来室窓口へ直接お越しください。申し込み後、面談の日程を調整します。